資料６

都市計画審議会の役割について

１　都市計画審議会とは

都市計画法第 77 条の２第１項に基づき設置される機関であり、都市計画に関する事項の調査・審議を行っています。

２　「都市計画」とは

健全な都市をつくり上げていくために定められる、土地利用に関する様々なルールのことです。

【都市計画の例】

■用途地域

住宅・商業施設・工場など、立地可能な建物の種類を制限するために定める地域。

■防火地域、準防火地域

火災に強い建物の立地を推進することで、延焼による被害を抑えるために定める地域。

■地区計画

比較的狭い範囲（街区単位など）で、その地域におけるまちづくりの目標に沿って、建物の用途や高さの制限などを定める制度。

【都市計画決定・変更の流れ】

都市計画決定・変更案の作成 ➡ 都市計画審議会での調査・審議 ➡ 正式にルールとして決定

３　令和６年度、令和７年度の開催状況

開催回数	令和６年度：３回（令和６年９月２６日、同年１１月１４日、令和７年３月１７日） 令和７年度：３回（令和７年９月３０日、同年１２月２４日、令和８年３月１９日）
審議内容	・久喜都市計画生産緑地地区の変更 ・久喜都市計画下水道の変更 ・久喜都市計画区域における一般廃棄物処理施設の敷地の位置 ・都市計画法第３４条第１２号に基づく産業系区域の指定運用方針の改正 ・都市計画法第３４条第１２号に基づく産業系区域の見直し